小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第４号

愛媛県今治市四村14番地１四村団地２種15号、認可決定時の住所愛媛県西条市ひうち８番地13

再生債務者　菅　　重広

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年６月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月14日　松山地方裁判所西条支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

大分県佐伯市蒲江大字西野浦1149番地

再生債務者　木許幸四郎

1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月４日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月11日から平成25年６月18日まで

大分地方裁判所佐伯支部

平成２５年（再ロ）第９号

大阪府豊中市蛍池南町１丁目19番３号

再生債務者　坂田　孝誠

1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月14日から平成25年６月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１７号

大阪市生野区巽東２丁目４番21号

再生債務者　金井博司こと　金　　博司

1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月14日から平成25年６月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第６号

大阪府松原市天美北８丁目１番20号

再生債務者　安村　　宏

1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月18日から平成25年７月２日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号

奈良県香芝市狐井374番地９

再生債務者　岡崎　哲士

1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月18日から平成25年７月２日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００９号

東京都八王子市子安町１丁目54番７号

再生債務者　山田　幸人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月５日まで

平成25年５月15日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号

愛知県豊田市中田町富士53番地６　キングスコーナー中田Ｉ406号

再生債務者　岡本　義勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月５日まで

平成25年５月15日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再ロ）第２号

堺市北区長曽根町1936番地１―806号

再生債務者　小佐々結加里

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月11日まで

平成25年５月14日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第６号

大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目３番13号いづみハイツ

再生債務者　矢野　宣夫

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年12月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月13日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

会社公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十五日

掲載頁　五十六頁（号外第一〇〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十五日

掲載頁　五十六頁（号外第一〇〇号）

平成二十五年五月二十三日

札幌市中央区南一条西四丁目五番地六

（甲）株式会社わくわくホリデー

代表取締役　東原　俊郎

札幌市南区澄川六条四丁目一一番一九号

（乙）株式会社秀工

代表取締役　田畑　　悟

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年五月二十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十日

掲載頁　五十八頁（号外第七十七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年五月二十三日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目六番一八号

（甲）ブリヂストンタイヤセンター北日本株式会社

代表取締役　高濱　眞一

北海道札幌市白石区菊水三条五丁目一番地

（乙）有限会社札幌ティエムエス

取締役　髙橋　俊英

会社公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十五日を予定しており、乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併決議を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十六日

掲載頁　九頁（号外第一〇一号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十六日

掲載頁　六十頁（号外第一〇一号）

平成二十五年五月二十三日

東京都台東区上野三丁目二七番一二号

（甲）株式会社吉池

代表取締役　高橋　新平

東京都台東区上野三丁目二七番一二号

（乙）株式会社吉池旅館

代表取締役　高橋　ヒデ

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

（丙）株式会社吉池放心亭

代表取締役　高橋　新平